

奈良県告示第三百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域として平成二十一年六月奈良県告示第八十号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

令和七年三月十一日

奈良県知事 山下 真

区域の名称	区域	縦覧場所
五條市西吉野町大日川（〇〇二）急 傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管 理課
五條市西吉野町大日川（〇〇四）急 傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管 理課
五條市西吉野町大日川（〇〇六）急 傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県五條土木事務所 及び五條市役所危機管 理課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。